

うぐいすの郷デイサービスセンター運営規程

(目的)

第1条 社会福祉法人康済会が運営するうぐいすの郷デイサービスセンター（以下「デイサービスセンター」という。）が行う指定居宅支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、日常生活を営む上で支障がある障害者等に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 障害者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた日常生活を営む事ができるよう、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療及び福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事務所の名称、所在地及び代表者)

第3条 事業を行う事業所の名称、所在地及び代表者は、次のとおりとする。

- (1) 名称 うぐいすの郷デイサービスセンター
- (2) 所在地 岩手県岩手郡雫石町西安庭第26地割130番地1
- (3) 代表者 社会福祉法人康済会 理事長 久保谷 康 夫

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 所長 1名
事業所の全体を総括する。
- (2) 生活相談員 1名
利用者の心身状況、環境等全般の把握に努め、利用者並びにその家族に対し、必要な助言等を行うなどの相談業務及び利用の申込みに係る調整等の任にあたる。
- (3) 機能訓練指導員 1名
利用者の生活機能の改善及び維持のための機能訓練の任にあたる。
- (4) 看護職員 1名
利用者の看護及び保健衛生等の任にあたる。
- (5) 介護職員 1名
利用者の日常生活介護の任にあたる。
- (6) 事務員 1名
庶務及びに会計事務の任にあたる。
- (7) 栄養士 1名
利用者の栄養管理及び業務委託調理員を指導し、給食業務の任にあたる。
- (8) 調理員
調理員は業者委託とする。
- (9) その他の職員
実情に応じた相当数。

(営業日、営業時間及びサービス提供時間)

第5条 事業所の営業日、営業時間及びサービス提供時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日
毎週月曜日から土曜日とする。ただし、5月3日から5月5日及び12月30日

から1月3日までを除く。

(2) 営業時間

午前8時00分から午後5時00分までとする。

(3) サービス提供時間

午前9時20分から午後3時30分までとする。

(利用定員)

第6条 1日の利用定員は20名とする。

(主たる対象者)

第7条 障害特性に対応した専門性を確保するために、主たる対象者は身体障害者とする。

(事業内容及び利用料等)

第8条 事業の内容及び利用料等は、次のとおりとする。

(1) 事業の内容

(ア) 日常生活上の身体介護、創作活動及び機能訓練等。

(イ) 食事、入浴及び送迎等の提供。

(2) 利用料

(ア) 事業所が障害者デイサービス支援（居宅支援）を提供し、法定代理受領を行う場合には、市町村長が定める額とするほか、社会福祉法人軽減制度対象額を控除した額。ただし、法定代理受領を行わない場合には、利用者から障害者デイサービス（居宅支援）に要した費用の全額とする。

(イ) 利用者の昼食代は660円とする。ただし、利用者の食事に提供する額について、市町村長が基準として定めるほか、社会福祉法人軽減制度対象額を控除した額。

2 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又は代理人に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施区域は、次のとおりとする。

雫石町

(緊急時の対応方法)

第10条 事業所の職員は、事業の実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(サービス利用上の留意事項)

第11条 利用者はデイサービスセンター内で次の行為をしてはならない。

(1) けんか、口論及び泥酔状態等で、他人に迷惑をかけること。

(2) 宗教や習慣の相違で他の人を排撃し又は自己の利益のために他の人の自由を侵すこと。

(3) 指定された場所以外で、火気を用いること。

(苦情相談及び虐待防止)

第12条 利用者又は代理人からの相談、苦情に対し迅速に対応するとともに、利用者又は代理人が苦情を申し立てた場合に、これを理由として利用者に対し一切の不利益は与えない。

2 事業所は、虐待防止に関する責任者の設置、職員に対する虐待防止啓発のための定期的な研修実施、成年後見制度を活用した権利擁護、苦情解決体制の整備、自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知等、虐待防止のための措置を講ずるよ

う努めるものとする。

(賠償責任)

第13条 サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体及び財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対しその損害を賠償する。

(非常災害対策)

第14条 デイサービスセンターは非常災害対策として、社会福祉法人康済会防火管理規程に基づき、うぐいすの郷と合同で避難訓練並びに防災教育を実施するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第15条 管理者は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次に設けるものとし、又、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1月以内

(2) 継続研修 年1回

2 職員は業務上知り得た利用者、代理人又はその家族の秘密を退職後も保持する。

3 この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人康済会と事業所の長との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成16年5月1日から施行する。(営業日の変更)

この規程は、平成16年6月1日から施行する。(営業日・利用定員の変更)

この規程は、平成18年1月10日から施行する。(実施地区の変更)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。(対象者、料金の変更)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。(営業日の変更・サービス提供時間の明記)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。(営業日の変更)

この規程は、平成24年10月1日から施行する。(第12条虐待防止の追加)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。(サービス提供時間変更・昼食代の変更・事業の実施地域変更)

この規程は、令和元年10月1日から施行する。(第8条(2)昼食代の変更)

この規程は、令和2年12月1日から施行する。(第5条サービス提供時間変更)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。(第7条(2)食事代の変更)

この規程は、令和7年10月1日から施行する。(第5条(1)営業日の変更)